

○ 石川県警察法科学鑑定実施要綱の全部改正について（通達）

〔平成28年3月7日付け研甲達第3号
石川県警察本部長から部課署長あて〕

- 対号1 平成16年5月13日付け研甲達第1号「石川県警察法科学鑑定実施要綱の全部改正について(通達)」
- 対号2 平成19年7月27日付け研甲達第1号「石川県警察法科学鑑定実施要綱の一部改正について(通達)」
- 対号3 平成22年12月20日付け研乙達第16号「石川県警察法科学鑑定実施要綱の一部改正について（通達）」

科学捜査研究所が所掌する鑑定手続については、対号に基づき運用しているところであるが、この度、所要の見直しを行い、別添のとおり全部改正することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

石川県警察法科学鑑定実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪鑑識のため、科学捜査研究所が所掌する鑑定の適正な手続について必要な事項を定めるものとする。

第2 鑑定の嘱託

- 1 鑑定の嘱託に当たっては、鑑定嘱託書（別記様式第1号）に必要な事項を記載して行うものとする。
- 2 鑑定嘱託する警察本部の課（隊）長、警察署長（以下「嘱託署長等」という。）は、鑑定資料のそれぞれに鑑定資料票（別記様式第2号）を付して嘱託するものとする。

第3 鑑定処分許可状

鑑定処分許可状が必要なときは、嘱託署長等において請求してその発付を受け、これを鑑定を行う者に交付するものとする。

第4 鑑定結果の報告

鑑定を行った者は、鑑定書（別記様式第3号）及び鑑定結果報告書（別記様式第4号）又はこれらのうちいずれかを作成の上、科学捜査研究所長に報告するものとし、科学捜査研究所長は嘱託署長等に対し、鑑定結果を速やかに通知するものとする。

第5 鑑定書の送付

科学捜査研究所長は、嘱託署長等に鑑定書を送付するときは、送付書（別記様式第5号）により行うものとする。

第6 鑑定資料の取扱い

- 1 鑑定資料の取扱いについては、石川県警察証拠物件取扱保管に関する訓令（平成8年石川県警察本部訓令第1号）に基づいて行うものとする。
- 2 科学捜査研究所長は、鑑定資料等管理票（別記様式第6号）を備えて、鑑定資料の受領、返還、鑑定嘱託後における資料の貸出し、嘱託受理前における資料の一時預かりなどの状況を明らかにしておくものとする。

第7 その他

鑑定に準ずる検査等については別途要領を定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

鑑 定 嘱 託 書

第 年 月 日
号

石川県警察本部刑事部
科学捜査研究所長 殿

長

被疑者 に対する 被疑事件につき、
下記事項の鑑定を嘱託します。

記

嘱 託 事 項

資料	名 称	数量	採取年月日	採 取 場 所
鑑 定 資 料				
鑑 定 事 項				
参 考 事 項	犯罪の年月日時			
	犯 罪 場 所			
	被 疑 者 の 本 籍 ・ 住 所 職 業 ・ 氏 名 生 年 月 日			
	被 害 者 の 住 住 所 職 業 ・ 氏 名 生 年 月 日			
	事 件 の 概 要			
	備 考			

別記様式第1号の2 (鑑定嘱託書継続用紙)

	資料	名 称	数量	採取年月日	採 取 場 所
鑑					
定					
資					
料					

別記様式第2号

鑑定資料票

鑑 定 資 料			課 警察署
資 料			
名 称		数 量	
嘱託年月日	年 月 日 第 号		

研収第 号

鑑 定 書

年 月 日付け 第 号をもって 長から下記の鑑定を囑託されたので、石川県警察本部刑事部科学捜査研究所において、次のように鑑定した。

事 件

事件名

被疑者

(被害者)

鑑定資料

資料名

数量

鑑定事項

鑑定経過

考 察

鑑定結果

備 考

以上の鑑定は、 年 月 日に着手し、 年 月 日終了した。

年 月 日

鑑定人 石川県警察本部刑事部科学捜査研究所

別記様式第4号

年 月 日
石川県警察本部刑事部 科学捜査研究所長 殿
鑑定人 石川県警察本部刑事部科学捜査研究所

鑑 定 結 果 報 告 書

事 件 名	被疑事件	被 疑 者	
		被 害 者	
嘱託年月日、番号	年 月 日	第 号	(研収 第 号)
嘱 託 者	長		
鑑 定 年 月 日	年 月 日着手、 年 月 日終了		

鑑定結果

備考

結果通知年月日時	年 月 日 時 分		
発 信 者	石川県警察本部刑事部 科学捜査研究所長	発 信 取 扱 者	刑事部科学捜査研究所
受 信 者	長	受 信 取 扱 者	

研収 第 号
年 月 日

殿

石川県警察本部刑事部
科学捜査研究所長

鑑定書の送付について

年 月 日付け 第 号をもって囑託された

被疑事件に関する資料の鑑定結果は、

の作成した

別紙鑑定書のとおりにつき送付する。

